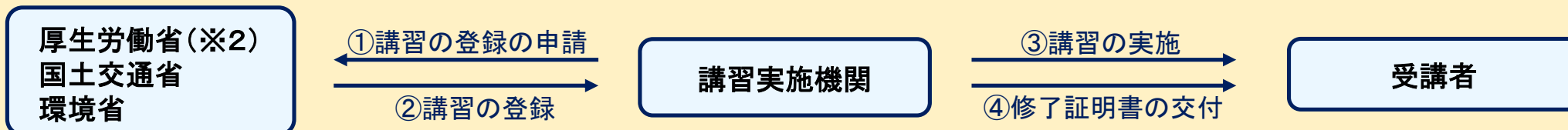


工作物石綿事前調査者講習登録制度の新設について

- 建築物石綿含有建材調査者講習登録規程に、新たに、工作物における石綿の使用実態の調査を行う者に必要な知識に係る講習（工作物石綿事前調査者講習）を新設し、講習の方法等、受講資格、修了者の位置づけ等を定める。

講習の登録制度



| 講習の種類 | 一般建築物石綿含有建材調査者 | 一戸建て等石綿含有建材調査者に係る講習 | 工作物石綿事前調査者講習 |
|-------------------|---|---|--|
| 講習の方法等 | 講義(11時間)及び筆記試験 | 講義(7時間)及び筆記試験 | 講義(11時間)及び筆記試験 |
| 受講資格 | 建築に関し一定の知識及び実務経験を有する者等 | 建築に関し一定の知識及び実務経験を有する者等 | 工作物に関し一定の知識及び実務経験を有する者等 |
| | 石綿作業主任者技能講習の修了者 | 石綿作業主任者技能講習の修了者 | 石綿作業主任者技能講習の修了者 |
| 修了者の位置づけ | 一般建築物石綿含有建材調査者 | 一戸建て等石綿含有建材調査者 | 工作物石綿事前調査者 |
| 講習において対象とする石綿含有建材 | 全ての建築物の全ての材料(レベル1, 2, 3建材を含む) 建築物の通常の使用状態における調査及び法令(※3)に基づく解体等工事の事前調査を想定 | 一戸建て住宅等に係る全ての材料(レベル1, 2, 3建材を含む) :建築物の通常の使用状態における調査及び法令(※3)に基づく解体等工事の事前調査を想定 | 特定工作物の全ての材料(レベル1, 2, 3建材を含む)及び工作物に使用される塗料等石綿を含有する不定形材料 工作物の通常の使用状態における調査及び法令(※3)に基づく解体等工事の事前調査を想定 |
| 受講免除等 | 工作物石綿事前調査者等については、基礎知識1, 2及び報告書の作成に係る講義の受講を免除できる(※4) | — | 建築物石綿含有建材調査者等については、基礎知識1, 2及び報告書の作成に係る講義の受講を免除できる(※4) |

(※2)登録手続は、講習事務を行う主たる事務所がある都道府県の労働局で実施。

(※3)大気汚染防止法(昭和43年法律第97号)及び石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号)

(※4)当該講習の受講者についても受講の免除の対象となる。ただし、その受講開始日の属する年度の末日から起算して二年を経過するまでの者に限ること。